



宮 崎 県 公 報

平成25年3月25日(月曜日) 第2473号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	公 告	
○県立芸術劇場管理規則の一部を改正する規則… (文化文教・国際課) 1		○基本測量終了の通知…………… (管理課) 4	
告 示		企業局企業管理規程	
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 2		○企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意…………… (水産政策課) 2		公安委員会規則	
○道路の区域の変更(4件)…………… (道路保全課) 2		○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 5	
○道路の供用の開始(4件)…………… (“ ”) 3		公安委員会公告	
○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 4		○検定合格者審査の実施について…………… 6	

規 則

県立芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第7号

県立芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

県立芸術劇場管理規則(平成5年宮崎県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																		
別表(第9条、第20条関係)	別表(第9条、第20条関係)																																																																		
[略]	[略]																																																																		
2 照明設備	2 照明設備																																																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>効果機器</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>演劇ホール照明セットA</td> <td>1式</td> <td>34,010円</td> </tr> <tr> <td>演劇ホール照明セットB</td> <td>1式</td> <td>28,850円</td> </tr> <tr> <td>演劇ホール照明セットC</td> <td>1式</td> <td>11,330円</td> </tr> <tr> <td>演劇ホール照明セットD</td> <td>1式</td> <td>6,190円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イベントホール照明セットD</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	[略]			効果機器	[略]		演劇ホール照明セットA	1式	34,010円	演劇ホール照明セットB	1式	28,850円	演劇ホール照明セットC	1式	11,330円	演劇ホール照明セットD	1式	6,190円	[略]			イベントホール照明セットD	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>効果機器</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>コンサートホール照明セット</u></td> <td>1式</td> <td>9,640円</td> </tr> <tr> <td>演劇ホール照明セットA</td> <td>1式</td> <td>45,110円</td> </tr> <tr> <td>演劇ホール照明セットB</td> <td>1式</td> <td>29,630円</td> </tr> <tr> <td>演劇ホール照明セットC</td> <td>1式</td> <td>15,200円</td> </tr> <tr> <td>演劇ホール照明セットD</td> <td>1式</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イベントホール照明セットD</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リハーサル用照明セットA</td> <td>1式</td> <td>3,470円</td> </tr> <tr> <td>リハーサル用照明セットB</td> <td>1式</td> <td>3,020円</td> </tr> <tr> <td>リハーサル用照明セットC</td> <td>1式</td> <td>1,570円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	[略]			効果機器	[略]		<u>コンサートホール照明セット</u>	1式	9,640円	演劇ホール照明セットA	1式	45,110円	演劇ホール照明セットB	1式	29,630円	演劇ホール照明セットC	1式	15,200円	演劇ホール照明セットD	1式	7,500円	[略]			イベントホール照明セットD	[略]		リハーサル用照明セットA	1式	3,470円	リハーサル用照明セットB	1式	3,020円	リハーサル用照明セットC	1式	1,570円
区分	単位	金額																																																																	
[略]																																																																			
効果機器	[略]																																																																		
演劇ホール照明セットA	1式	34,010円																																																																	
演劇ホール照明セットB	1式	28,850円																																																																	
演劇ホール照明セットC	1式	11,330円																																																																	
演劇ホール照明セットD	1式	6,190円																																																																	
[略]																																																																			
イベントホール照明セットD	[略]																																																																		
区分	単位	金額																																																																	
[略]																																																																			
効果機器	[略]																																																																		
<u>コンサートホール照明セット</u>	1式	9,640円																																																																	
演劇ホール照明セットA	1式	45,110円																																																																	
演劇ホール照明セットB	1式	29,630円																																																																	
演劇ホール照明セットC	1式	15,200円																																																																	
演劇ホール照明セットD	1式	7,500円																																																																	
[略]																																																																			
イベントホール照明セットD	[略]																																																																		
リハーサル用照明セットA	1式	3,470円																																																																	
リハーサル用照明セットB	1式	3,020円																																																																	
リハーサル用照明セットC	1式	1,570円																																																																	
3 音響設備	3 音響設備																																																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>練習室音響セットA</td> <td>1式</td> <td>2,580円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>練習室音響セットC</td> <td>1式</td> <td>2,070円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	[略]			練習室音響セットA	1式	2,580円	[略]			練習室音響セットC	1式	2,070円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>練習室音響セットA</td> <td>1式</td> <td>2,070円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C・D・MDラジカセ</td> <td>1台</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	[略]			練習室音響セットA	1式	2,070円	[略]			C・D・MDラジカセ	1台	300円																																				
区分	単位	金額																																																																	
[略]																																																																			
練習室音響セットA	1式	2,580円																																																																	
[略]																																																																			
練習室音響セットC	1式	2,070円																																																																	
区分	単位	金額																																																																	
[略]																																																																			
練習室音響セットA	1式	2,070円																																																																	
[略]																																																																			
C・D・MDラジカセ	1台	300円																																																																	

[略]

[略]

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 192号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人三和会 池田病院	小林市真方27番地1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年3月5日から平成28年3月4日まで

宮崎県告示第 193号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成25年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成25年3月17日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 高月雅夫 東臼杵郡門川町 瀬山清久
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業であって小型まき網漁業以外のもの及び小型機船底びき網等漁業

宮崎県告示第 194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年3月25日から平成25年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道219号	宮崎市佐土原町上田島字追手1312番2地先から同市同町上田島字今坂1202番1地先まで	旧	17.3～23.2	70.5
				新	17.4～24.6	70.5

宮崎県告示第 195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年3月25日から平成25年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
24	県道	高鍋高岡線	児湯郡高鍋町大字南高鍋字恵良7161番58地先から同郡同町同大字字馬場田7328番5地先まで	旧	10.6～15.3	163.7
					11.0～12.4	172.1
				新	11.0～15.3	163.7

宮崎県告示第 196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年3月25日から平成25年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
215	県道	大保下曾木停車場線	延岡市北方町藤の木字坂元西1283	旧	3.6～7.8	488.6

			番 1 地先から同市同町藤の木字古園西1187番 1 地先まで	新	4.0 ~ 8.4	488.6	平成25年3月25日	宮崎県知事 河野俊嗣
--	--	--	---------------------------------	---	-----------	-------	------------	------------

宮崎県告示第 197号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成25年3月25日から平成25年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成25年3月25日
宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
235	県道	檜原細見線	延岡市北方町二股字元屋敷亥 612番 143地先から同市同町二股同字亥 612番 141地先まで	旧	4.8 ~ 22.3	67.4
				新	6.0 ~ 22.3	67.4

宮崎県告示第 198号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、平成25年3月25日から平成25年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成25年3月25日
宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 219号	宮崎市佐土原町上田島字追手1312番 2 地先から同市同町上田島字今坂1202番 1 地先まで	平成25年3月25日

宮崎県告示第 199号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、平成25年3月25日から平成25年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高岡線	児湯郡高鍋町大字南高鍋字恵良7161番58地先から同郡同町同大字字馬場田7328番 5 地先まで	平成25年3月25日

宮崎県告示第 200号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、平成25年3月25日から平成25年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成25年3月25日
宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	大保下曾木停車場線	延岡市北方町藤の木字坂元西1283番 1 地先から同市同町藤の木字古園西1187番 1 地先まで	平成25年3月26日

宮崎県告示第 201号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、平成25年3月25日から平成25年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成25年3月25日
宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市北方町二股字元屋敷亥 612番 143地先から同市同	平成25年3月25日

			町二股同字 亥 612番 1 41地先まで
--	--	--	-----------------------------

自 平成 8 年10月 7 日
至 平成30年 3 月31日

- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

宮崎県告示第 202号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成21年宮崎県告示第 436号による串間都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可した。

平成25年 3 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
串間市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
串間都市計画下水道事業 串間公共下水道
- 3 事業施行期間

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2405号により公告した基本測量（基本重力測量）が平成25年 2 月28日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成25年 3 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

企業局企業管理規程

企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成25年 3 月25日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第 1 号

企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程

企業局事務決裁規程（平成 3 年宮崎県企業局企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前										改正後											
別表第 1（第 3 条関係）										別表第 1（第 3 条関係）											
事務	事項	管理 者	専決区分							出先機関	事務	事項	管理 者	専決区分							出先機関
			本庁					副所長						本庁					副所長		
			副局長	課長	課長 補佐	担当 リーダー	所長	副所長	副局長					課長	課長 補佐	担当 リーダー	所長	副所長			
3 職員の 服務等に 関する事 務	(16) [略]								3 職員の 服務等に 関する事 務	(16) [略]											
										(17) 職員宿 舎の貸付け に関するこ と。											
付表 1 収益的支出										付表 1 収益的支出											
項目名		予算執行向			支出負担行為			摘 要	項目名		予算執行向			支出負担行為			摘 要				
		専決区分			専決区分						専決区分			専決区分							
		副局長	主務課 長	所長	副局長	主務課 長	所長				副局長	主務課 長	所長	副局長	主務課 長	所長					
[略]										[略]											
補償 費	建設 工事 の執 行に 係る もの	[略]							補償 費	建設 工事 の執 行に 係る もの	[略]										
総合 開発 事業	100万 円以上 600万	100万 円未満 （工務			300万 円以上	300万 円未満 （工務															

	に係るもの	円未満	課長)			課長)		
	支障木伐採に係るもの	100万円以上	100万円未満(電気課長)		300万円以上	300万円未満(電気課長)		
[略]								
貸借料	総合開発事業に係るもの	100万円以上	100万円未満(工務課長)		300万円以上	300万円未満(工務課長)		
	送配電設備に係るもの	100万円以上	100万円未満(電気課長)		300万円以上	300万円未満(電気課長)		
	その他のもの	[略]						
[略]								

付表 2

資本的支出

項目名	予算執行庁			支出負担行為			摘要
	専決区分			専決区分			
	副局長	主務課長	所長	副局長	主務課長	所長	
[略]							
設備増強費(土地、涵養林、分収林、複層林)及び受託事業費	総合開発事業に係るもの	4,000万円以上	4,000万円未満(工務課長)		5,000万円以上	5,000万円未満(工務課長)	
	送配電設備に係るもの	4,000万円以上	4,000万円未満(電気課長)		5,000万円以上	5,000万円未満(電気課長)	
	その他のもの	[略]					
[略]							

付表 2

資本的支出

項目名	予算執行庁			支出負担行為			摘要
	専決区分			専決区分			
	副局長	主務課長	所長	副局長	主務課長	所長	
[略]							
設備増強費(土地、涵養林、分収林、複層林)及び受託事業費	[略]						
[略]							

附 則

この企業管理規程は、平成25年4月1日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月25日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第3号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正前 and 改正後. Each column contains a table for '別表（第2条関係）' with columns for '署名', '交番駐在所名称', and '位置'. The '改正後' table shows changes to the '位置' column, with some entries underlined.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第4号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する、旧法第11条の2の規定による検定合格者（以下「旧検定合格者」という。）に対する審査（学科試験及び実技試験を受検する者に限る。以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成25年3月25日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 審査の種別及び級並びに資格

- (1) 空港保安警備業務に係る1級の審査
(2) 空港保安警備業務に係る2級の審査
(3) 施設警備業務に係る1級の審査
(4) 施設警備業務に係る2級の審査
(5) 交通誘導警備業務に係る1級の審査
(6) 交通誘導警備業務に係る2級の審査
(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の審査
(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の審査

2級の検定に合格した者

- (9) 貴重品運搬警備に係る1級の審査
(10) 貴重品運搬警備に係る2級の審査
2 審査の対象者
(1) 検定規則施行日（平成17年11月21日）において、現に、旧検定に係る業務に継続して1年以上従事していた者
(2) 検定規則施行日において、現に、旧検定に係る警備業務についての指定講習の講師として1年以上従事していた者
3 審査の日時

Table with 2 columns: 区分 and 審査日時. Row 1: 審査, 平成25年6月25日（火）午前9時30分から

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

- 4 審査の場所
宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター
5 審査の実施要領
(1) 審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者のみ実技試験を実施する。
(2) 1級の審査の科目及び内容
ア 学科試験
(ア) 科目
○ 警備業務に関する基本的な事項
○ 法令に関すること。
○ 警備業務の実施に関すること。
○ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(イ) 問題数 10問
イ 実技試験
(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施

(3) 2 級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数 10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 1 種類実施

6 審査申請書の提出方法

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	平成25年5月13日（月）から5月24日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

(1) 審査申請書 1 通

(2) 旧検定合格証の写し 1 枚

(3) 写真 1 葉（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(4) 次のいずれかの書面（宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。）

- 県内居住者であることを疎明する書面
- 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

(1) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(2) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--